

社会情報教育研究センター研究紀要規程

2014年12月1日制定
2017年1月16日改正
2018年1月17日改正

I. 名称

1. 本誌「社会情報教育研究センター研究紀要『社会と統計』」は立教大学社会情報教育研究センターの機関誌であり、原則として年1回発行を行うものとする。

II. 目的

2. 本誌は社会情報教育研究センターにおける研究教育成果を公表するとともに、統計・社会調査・ICTを活用した研究教育支援の高度化に寄与することを目的とする。

III. 内容

3. 本誌は社会情報教育研究センターの活動記録（講演会・シンポジウム・研究会等を含む）、研究論文、研究ノート、調査報告、資料紹介、書評、その他編集委員会が認めたものを掲載する。

IV. 編集委員会

4. 本誌編集は「社会情報教育研究センター研究紀要『社会と統計』」編集委員会が行う。
5. 紀要編集にかかる編集委員については、センター長が任命する。
6. 編集委員会は、原則として社会情報教育研究センター政府統計部会・社会調査部会・統計教育部会の各リーダー、または各リーダーが推薦する者およびCSI事務局を構成員とし、その活動にあたるものとする。

V. 投稿資格

7. 投稿資格は以下の通りとする。
 - (ア) 資格区分I 当センターに所属する教職員等（任期付も含む）
 - (イ) 資格区分II 当センターにおいて研究・教育に従事している、又はしたことのある者
 - (ウ) 資格区分III 本学大学院研究科博士課程後期課程在籍者
 - (エ) 資格区分IV その他、編集委員会が認めた者

VI. 掲載基準

8. 編集委員会の判断に基づき、掲載の採否を決定する。

VII. 原稿の提出

9. 原稿は編集委員会が設定した期限に合わせて、提出を行う。

- 1 0. 校正は著者校正とする。提出された原稿等は返却しない。
- 1 1. 原稿は日本語あるいは英語で執筆された未刊行のものとするが、研究会等で口頭発表したものについてはその限りではない。
- 1 2. 詳細は別途定める。
- 1 3. 他の文献から図・表・写真の転載を行う場合は、執筆者が許諾を必ず得ること。

VIII. 著作権

- 1 4. 本誌に掲載された原稿のすべての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は当センターに譲渡される。
- 1 5. 本誌に掲載された原稿は、原則として立教大学学術リポジトリ（立教 ROOTS）を通じてオンライン公開を行う。
- 1 6. 立教大学学術リポジトリ（立教 ROOTS）での公開を希望しない場合は、原稿提出時に編集委員会にその旨を通知すること。

IX. その他

- 1 7. その他本誌の編集に関して、必要な事項は編集委員会で審議を行う。
- 1 8. この規程の改廃は、センター委員会の議を経て、センター長が行う。